

提言 「学童保育の保育指針(案)」 (改訂版)

2012年12月 全国学童保育連絡協議会

全国学童保育連絡協議会は、2003年6月に提言した「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」と「学童保育の保育指針(案)」を、2012年に改訂し、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」(改訂版)(【資料79】参照)と「学童保育の保育指針(案)」(改訂版)を提言しました。

学童保育の保育指針(案)

第1章 学童保育の目的・役割

- 1 学童保育の目的・役割
- 2 学童保育の基本
- 3 子ども理解と学童期の子どもの特徴

第2章 学童保育の保育内容

- 1 子どもに保障すべき学童保育の内容
- 2 家庭との連絡・連携
- 3 保育の実施のための配慮事項

第3章 記録・保育計画・職員会議等

- 1 子ども理解と記録
- 2 保育計画と振り返り
- 3 職員会議・打ち合わせ

第4章 保護者の働きながらの子育てを支える

第5章 関係機関との連携

第6章 指導員の資質向上と職場のチームワーク

- 1 指導員の資質向上・倫理
- 2 職場のチームワーク

放課後児童クラブ運営指針(案)

1. 放課後児童クラブ運営指針(案)の目次構成

第1章 総則

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制
2. 子ども集団の規模(支援の単位)
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項

5. 運営主体

	<p>6. 労働環境整備</p> <p>7. 適正な会計管理及び情報公開</p> <p>第5章 学校及び地域との関係</p> <p>1. 学校との連携</p> <p>2. 保育所、幼稚園等との連携</p> <p>3. 地域、関係機関との連携</p> <p>4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ</p> <p>第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策</p> <p>1. 施設及び設備</p> <p>2. 衛生管理及び安全対策</p> <p>第7章 職場倫理及び事業内容の向上</p> <p>1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理</p> <p>2. 要望及び苦情への対応</p> <p>3. 事業内容向上への取り組み</p>
<p>提言「学童保育の保育指針（案）」（改訂版）</p> <p>第1章 学童保育の目的・役割</p> <p>1 学童保育の目的・役割</p> <p>① 共働き・一人親家庭等の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬 休み等の学校休業中は一日）の安心・安全な生活を継続的に保障する。</p> <p>② 毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図る。</p> <p>③ 保護者の働く権利と家族の生活を守る。</p> <p>2 学童保育の基本</p> <p>(1) 子どもの最善の利益の尊重</p> <p>子どもの権利条約には、子どもに関するすべての措置にあたっては、子どもの最善の利益を考慮されなければならないと明記されています。学童保育の生活においては、働</p>	<p>2. 放課後児童クラブ運営指針（案）</p> <p>第1章 総則</p> <p>1. 趣旨</p> <p>(1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。</p> <p>2. 放課後児童健全育成事業の役割</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業であ</p>

いている保護者の子どもであることから、子どもの命と健康を守り、子どもに安全・安心の生活を保障していくことが求められます。

また、障害がある子どもや配慮を要する子ども、国籍が違うことなどを理由に排除するようなことがあってはいけません。

以上の視点から学童保育の生活をつくっていくにあたって次のような原則をふまえていくことが大切です。

① 子どもの人権を守る

子どもが一人の人間として命の尊厳、人格の尊重、平和と安全が保障されたなかで人間らしく生きるなど基

本的人権（憲法 25 条）を保障し、また、児童憲章に述べているように人として尊ばなければなりません。

② 子どもとしての権利を守る

子どもの権利保障の特徴は「生きる権利」とともに「成長・発達する権利」「教育を受ける権利」（憲法 26 条）

です。児童福祉法第 1 条には「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」

とあるように、子どもが人間として生きることと学び、成長発達していく権利を保障していくことが大切です。

これには、子ども一人ひとりの声を聴き、子ども自身の判断や考えを尊重していくことが求められます。

(2) 学童保育の基本

学童保育に通う子どもは、保護者が就労等で昼間家庭にいない子どもです。また、平日は子ども自らが学校から直接、学童保育に帰ってきます。学童保育は子どもたちが毎日、継続して生活する施設であり、行きたい時に行く「遊び場」とは本質的に異なります。こうした特徴をおさえながら、次のことを基本にした学童保育の生活をつくっていくことが大切です。

① 安全・安心な生活を保障する

る。

(2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。

(3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

(3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

(4) 放課後児童クラブの社会的責任

① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。

③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

昼間保護者が家庭にいない子どもたちの、生命と健康、身体の安全を守り、毎日安心して生活できることを

保障することが必要です。保護・養護も含めた基礎的な生活の保障が求められます。

② 生活を保障することを通して成長・発達を促す

子どもたちは毎日の生活（休む・食べる・遊ぶ・学ぶ・かかわるなどのさまざまな体験）を通して成長・発

達していきます。学童保育の生活は、子どもの成長・発達を大切にされた生活の保障が必要です。

③ 保護者と指導員がともに子育てをする

学童保育で子どもたちに安全・安心な生活を保障していくためには、保護者と指導員で連携・協力し、信頼

関係を築くことが求められます。学童保育は、保護者と指導員がともに子育てしていく施設である、という

内容をつくっていくことが必要です。

以上のように、子どもの毎日の生活を守り、成長・発達を促し、保護者と連携を図りながら、安全で安心して生活できる学童保育をつくるのが指導員の仕事・役割です。指導員の子ども理解と意図的な働きかけによる生活づくりのもとで、指導員と子ども一人ひとりが、そして子ども同士が継続的・安定的な関係性・信頼関係をつくっていくことが必要です。

(3) 学童保育の特徴

① 学童保育に通う子どもたちには次の特徴があります。

- ・働く保護者を持つ子どもたちである。
- ・大人の保護・養護を必要としている子どもたちである。

② 学童保育の生活には次の特徴があります。

・自由で主体的に生活できる放課後の生活の場であるということ。

- ・異なる年齢の子どもたちが集団で継続した生活を送って

④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

いると
 いうこと。

- ・保護者の願いと選択にもとづいて、基本的に子どもが自分の意志(足)で通わなければならない場所であるということ。

こと。

③ 学童保育の目的・役割を果たすために必要なことがあります。

- ・毎日の生活の場としての専用施設(室)があること。
- ・子どもの生活と育ちに関する専門性を有する専任の職員(指導員)が継続して保育にあたること
- ・「毎日ともに生活している」という仲間意識が生まれる子どもたちの集団があること。

3 子ども理解と学童期の子どもの特徴

子どもは一人ひとり違い、それぞれがかげがえのない存在であり、自らが育つ力を持っています。また、子どもの表す行動には必ず理由があり、うまく表現ができなかったり、表し方も違ったりします。そして子どもは失敗や過ちをくりかえしながら成長・発達していく過程にあることを十分にふまえてはなりません。学童保育指導員は、こうした子ども理解をふまえ、一人ひとりの子どもの成長と発達を援助していくことが大切です。

(1) 子ども理解のためには、身体的特徴がどういう時期にあるのか、心理的・社会的発達、生活環境や学習環境・家庭環境が持つ影響などへの理解を深め、学童期の子ども発達の特徴を押さえることが必要です。

(2) 学童期(6歳から12歳頃まで)は、人格の基礎が形成される幼児期と第二次性徴が現れ、身体的変化と保護者からの精神的自立と自己を確立していく思春期との間に位置します。幼児期の営みを受け、思春期につながっていく大事な時期であるため、その発達特性の接続を視野に入れた働きかけ

第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

1. 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

が重要になってきます。

(3) 学童期の子どもといっても、6～8歳は幼児期の自己中心性などの発達の特徴を併せ持つとともに、言語の発達、内言(*)の形成、自己概念の形成、社会性などが徐々にはかられてくる時期です。さらに9～10歳には「発達の節目」と言われるような論理的、抽象的思考の始まりや他者理解と自己理解の広がりなどがあり、人格形成上からみても重要な時期にあたります。11～12歳になると自己確立、親離れしていくという思春期の入口を迎え、身体的には性的な特徴があらわれるとともに、さまざまな価値観に出会う中で、自らの考えを持ち始める時期でもあります。学童期の子どもは、大人の保護がまだ必要であることから、依存しつつ自立していく過程にあるととらえていくことが必要です。

(4) 学童期の子どもは、話しことばから書きことばへの移行期で、話しことばは自由に操作できますが、書きことばはまだ幼さを残しています。これまでの生活体験を基に、内言を書きことばで再構成していく過程にあり、言語的思考を獲得していく時期となります。この過程で、自分自身、自分と他者との関係を認識し、自らが社会的存在であることを自覚します。そして、自分らしさ・個の確立や、社会的ルールや市民的道德を理解し、獲得していくことで、人間としての諸能力を高めていくことにつながっていきます。

(5) 学童期の子どもは、様々な好奇心や欲求、集団意識を持ち、探求し始める時期にあります。この時期に様々な自然体験・生活経験を豊かにすること遊びを保障すること、体験や遊びを通して仲間関係作りをすることは、大切な意味

2. 児童期の発達特徴

児童期の発達には、主次ような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

3. 児童期の発達過程と領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳(低学年)、9歳～10歳(中学年)、11歳～12歳(高学年)の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1) おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

を持っています。

(6) 子どもの成長・発達には、個が持つ筋道と共に、人や社会との関わりの中で育まれていくことも多くあります。そして、成長・発達には個人差があり、必ずしもその年齢だからこうあらなければならないと固定的にとらえず、それぞれのステージ（発達段階）を行きつ戻りつしながら緩やかに育っていくことを絶えず考慮する必要があります。

*内言とは：「子どもは、初めは声を出して人に語りかける段階（外言）から、自分に向けて語りかける段階（独り言）を経て、学童期に入ると自分で自分に声を出さずにかかる段階（内言）が可能になってきます」（岡本夏木「ことばの基礎と発達」『日本の学童はいく』2005年10月号）

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関する事等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひと

りの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育て支援を行うことが求められる。

(1) おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

○ 幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。

○ 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。

○ 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

(2) おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮

○ 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的変化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。

○ 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の特徴の理解に基づいた関わりをする。

(3) おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮

○ 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にできるようになるなどの発達の特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。

○ ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にすること。

○ 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

(4) 遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

子どもは時に大人の指示を拒んだり、反動的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

第2章 学童保育の保育内容

1 子どもに保障すべき学童保育の内容

(1) 子どもの安全・健康・衛生を守る

- ① 出欠の確認および所在の確認と対応を行うこと。
- ② 子どもの心身状態を把握し、必要な対処をすること。
- ③ 学童保育への行き帰りおよび学童保育での生活の安全を確保すること。

④ 緊急時の連絡体制を整備するとともに、その応急処置に対応できるようにすること。また、必要な救急用品を備えること。

⑤ 施設・設備の安全点検と安全措置を日常的に行うこと。また、衛生上必要な措置を講じること。

⑥ 防災のための避難訓練などを実施し、非常災害発生時の対応を講じること。また、日頃から避難訓練実施や避難場所を周知しておくこと。

(2) 子どもの安定した毎日の生活をつくる

① 子ども一人ひとりが大切にされる生活づくりを行うこと。

② 毎日の継続した生活を行うこと。

③ 子ども同士の関わりを援助しながら、集団での安定した生活を送れるよう努めること。

④ 学童保育が安全・安心な生活の場、毎日の生活の場として定着するよう努めること。

(3) 遊びやその他の活動・行事などの豊かな日常生活をつくる

① 学童保育は、子どもが「放課後」という自由・解放感・自発性・空間的な広がりのある時間に生活しているという特性をふまえ、遊びを大切に、子どもたちの自主性を重んじたり、興味や関心・願いを受けとめた生活づくりをすること。

② 遊びを中心とした生活づくりにより、子どもたちが主体的・

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

(1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。

(2) 放課後児童クラブは、年齢や発達状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

(3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。

(4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。

・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。

・ 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。

・ 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。

・ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。

② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。

・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。

・ 子どもの来所時には、子どもが安心して迎えられるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。

・ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。

③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。

・ 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。

自発的に活動できるように努める。

③ 日常生活および行事などで、施設外保育を取り入れるよう努めること。

④ 地域の自然や施設等を積極的に活用していくよう努めること。

⑤ 個別に子どもが地域との交流等のために学童保育から外出する場合、保護者との連携をもとに必要に応じて保障できるように努めること。

⑥ 地域の子どもたち等と交流できるように努めること。

(4) おやつ提供、一日保育での昼食の提供を行う

① 子どもの心身の成長を考慮し、補食としておやつを提供すること。

② おやつの内容は、子どもの心身の状態および嗜好を考慮すること。

③ くつろいだ雰囲気の中で、おやつ時間が楽しいひとときになるよう工夫すること。

④ 一日保育では、各施設の状況や条件を考慮しながら、必要に応じて昼食の提供をすること。その際は、食品管理・衛生管理に十分配慮すること。

2 家庭との連絡・連携

(1) 保護者と子どもの生活を伝え合う

① 「おたより」や「連絡帳」などを活用し、学童保育での生活の様子を伝えたり、家庭に必要な連絡をすること。

② 家庭での子どもの様子を聞くなど、家庭との日常的な連絡・情報交換を行うこと。

③ 保護者会を開催（または出席）し、必要に応じて個人面談などを行い、子どもの生活を保護者に伝えながら、相互理解を深めるよう努めること。

(2) 保護者との確認をもとに、必要とする子どもには学童保育で宿題ができる環境を整えるなどの配慮をすること。

・ 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。

・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。

④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。

・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。

・ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。

⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。

・ 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。

・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるようにする。

・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。

・ 子ども間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。

・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。

・ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。

・ 放課後児童クラブの子ども達が地域の子ども達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。

・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。

⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。

・ 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。

・ 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。

・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。

3 保育の実施のための配慮事項

指導員は、次の事項に配慮して保育をすることが求められます。

(1) 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人ひとりの子どもの気持ちを受けとめ、援助すること。障害のある子ども、児童虐待など、さまざまな環境におかれている子どもへの理解を深めて、適切な関わりや援助を行うこと。

(2) 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。

(3) 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。

(4) 入所時の保育をするにあたっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安心して、次第に学童保育の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮すること。また、休みがちな子どもへは保護者と連絡をとりながら欠席の理由を把握し、対応をおこなうこと。

(5) 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重するよう配慮すること。

(6) 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植えつけることがないよう配慮すること。

(7) 子どもや保護者の人権、人間としての尊厳を否定したり傷つけるような行為はしないこと。

(8) 子どもへの体罰を含む罰、おどし、暴力（言葉、態度も含めて）はしないこと。

⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。

・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しむようにする。

・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。

⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。

・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。

・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的な訓練を行う。

⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

・ 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。

・ 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

2. 障害のある子どもへ対応

(1) 障害のある子どもの受入れの考え方

○ 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、希望がある場合には、可能な限り受入れに努める。

○ 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。

○ 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。

○ 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課

(9) 子どもや家庭に関する情報（プライバシー）の守秘義務および情報の適切な管理に努めること。

第3章 記録・保育計画・職員会議等

1 子ども理解と記録

(1) 一人ひとりの子どもの把握と理解のために児童および業務の記録を整備すること

① 学童保育には、児童票を備えつること。

児童票には、家族構成、保護者の複数の連絡先、子どもの生育歴や病気等、必要な内容などを記入しておく。管理は厳重に行うこと。

② 子どもの出欠表をつけ、毎日の出席確認をすること。欠席の場合の理由の把握、連絡なく休んだ場合の所在の確認を行うこと。

③ 業務日誌を備えて記帳すること。業務日誌には、児童の出欠、欠席の理由、生活の流れ（時間）、おやつの内容、ケガや事故等の記録、その他の特記事項などを記入すること。

(2) 一人ひとりの子どもを把握するために記録をつけることに努めること

(3) 「おたより（クラブだより）」「連絡帳」等も記録として子ども理解に役立てること

2 保育計画と振り返り

(1) 見通しある生活をしていくために保育計画を作成すること

① 各学童保育の保育方針や目標に基づき、また、子どもたちの実態等を考慮した保育計画を立て、見通しを持った保育を行うよう努めること。

後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

○ 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。

○ 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。

○ 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。

○ 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。

○ 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

(1) 児童虐待への対応

○ 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。

○ 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

○ 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

○ 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

② 保育計画の実施に当たっては、状況に応じて柔軟に運用すること。

(2) 実践・保育の振り返りを行うこと

① 毎日、一定期間、一年など実践、保育を展開した後は、保育の見通しや子どもへのかかわり、指導員の対応などについて振り返り（実践の検証・確かめ）を行うこと。振り返りによって、さらに見通しをつくっていくこと。

3 職員会議・打ち合わせ

学童保育の職場では、毎日の打ち合わせは欠かせない仕事として位置づけて行うことが必要です。また、定期的な職員会議を行い、情報の共有、子ども理解や指導員の仕事理解を深めるように努めましょう。

保育内容にかかわる職員会議や打ち合わせでは、次のことを行うこと。

- ① 日々の保育での、子ども全員の状態・事実の共有
- ② 一日の生活の組み立てや、欠席や早退の確認、おやつやその日の仕事分担・事務連絡
- ③ 保護者からの相談などについての報告と共通確認
- ④ 月々の保育・行事の計画と振り返り
- ⑤ 衛生・安全に関することの報告や検証
- ⑥ 保育報告の作成や保育の検証

第4章 保護者の働きながらの子育てを支える

(1) 学童保育における保護者への支援の基本

- ① 働く保護者への共感的理解の立場に立ち、働きながらの子育てを励ますこと
- ② 保護者との信頼関係の構築を基本とする対応に努力すること
- ③ 保護者とともに子育てするパートナーという理解で対応すること

(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

○ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

4. 保護者との連携

(1) 保護者との連絡

- 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

(2) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

(3) 保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 父母の会等の保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

(1) 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

(2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・ 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）

④ 保護者や子どもの情報・プライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること

⑤ 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること

(2) 保護者、父母会との信頼関係の構築

① 学童保育での子どもの生活の様子等を、「おたより（クラブだより）」「連絡帳」「お迎え時での会話」「個別相談」「父母会（保護者会）」などのさまざまな機会を利用して、保護者との相互理解を深めていくことに努力すること。

② 父母会（保護者会）との連携を図り、保護者同士のつながりをつくりながら、保護者同士の子育ての支え合いの援助も行っていくこと。

●●『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』

- ・ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・ おやつが発注、購入等
- ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・ 保護者との連絡調整
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・ 会計事務
- ・ その他、事業運営に関する記録

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制

(1) 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの）を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

(2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

(3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

(4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

2. 子ども集団の規模（支援の単位）

(1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。

(2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団と

してまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

3. 開所時間及び日

(1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

(2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。

(3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

(4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

4. 利用の開始等に関わる留意事項

(1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。

(2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。

(3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。

(4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

(5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

5. 運営主体

(1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。

○ 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。

○ 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの

	<p>運営の内容を適切に説明するように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。 ○ 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。 ○ 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。 ○ 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。 <p>6. 労働環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。 (2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。 (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。 <p>7. 適正な会計管理及び情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。 (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。
<p>第5章 関係機関との連携</p> <p>子どもの生活を理解するために、学校を含んだ地域のさま</p>	<p>第5章 学校及び地域との関係</p> <p>1. 学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によつ

ざまな機関と連携を取り合い、深めていくことが大切です。

(1) 学校との連携

① 子どもの生活の連続性と子ども理解を深めながら、お互いの役割を果たせるよう学校と学童保育が積極的に連携を図ることが必要です。

② 学校・学童保育の年間計画や行事予定の交換、下校時刻の確認、学校内での生活や子どもに関する情報の交換・

相互の調整・連携をとることが必要です。子どもや家庭へ関わること、その他、運営に関する協力・連携を図ることが必要です。

③ 学校長や担任教諭はもちろんのこと、養護教諭やスクールカウンセラーなどについても必要に応じて連携を図ることに努めます。

④ 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭、体育館、余裕教室等を活用させてもらえるよう施設面での連携を図ることが望まれます。

(2) 子どもに関わる施設や機関との連携

① 福祉事務所、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所、児童館や保育所などの児童福祉施設との連携をはかることが必要です。

特に、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ることが求められます。

② 必要に応じて医療機関、警察や消防などとの連携をはかることが必要です。

③ 児童委員、自治会（町内会）など地域との連携をはかることが望まれます。

④ 子どもの生活と遊びの場を広げ、安全でよりよい生活環境、遊び場環境を整えるために、地域の理解を広げながら、地域に根付いた学童保育をつくるよう努めます。

て学校との連携を積極的に図る。

(2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

(3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

2. 保育所、幼稚園等との連携

(1) 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

(2) 保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

3. 地域、関係機との連携

(1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。

(2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。

(3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。

(4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

4. 学校、児童館を活用して実施する放課後クラブ

(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

○ 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。

○ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。

○ 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図る。

(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

○ 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。 ○ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。
<p>●● 『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』 に対応している項目</p>	<p>第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策</p> <p>1. 施設及び備</p> <p>(1) 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。 ○ 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。 ○ 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。 ○ 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。 ○ 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。 <p>(2) 設備、備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。 ○ 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。 <p>2. 衛生管理及び安全対策</p> <p>(1) 衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。 ○ 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。 ○ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。 ○ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。 <p>(2) 事故やケガの防止と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。 ○ 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。

- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。
- （3）防災及び防犯対策
- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。
- （4）来所及び帰宅時の安全確保
- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合っ安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

第6章 指導員の資質向上と職場のチームワーク

1 指導員の資質向上・倫理

(1) 指導員の仕事理解の向上、専門性の向上

指導員の仕事は、絶えず自らの保育を振り返り、検証し、子どもと保護者に対する理解を深めながら展開してい

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

(1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべ

く、専門性の高い仕事です。そのことを理解して、指導員の仕事とは何かを確かめながら、自身の専門性が向上していくよう努めることが必要です。

(2) 指導員の研修等

① 指導員の研修は、公的な保障が必要です。つまり勤務時間内の研修が保障される必要があります。さらに、自己研鑽が行われることも望めます。

② 研修の方法は、講義による研修に加え、実践を検証しあう研修も必要です。また、職場で互いに学び合う環境づくりが望めます。

③ 研修は、体系的に行われることが必要です。

- ・学童保育の目的・役割を理解する課目
- ・指導員の仕事を理解する課目
- ・子どもの理解と働きかけの基本を理解する課目
- ・学童保育の生活づくりの内容と方法の理解に関する課目
- ・実践の確かめと記録についての理解に関する課目

(3) 指導員の倫理

指導員は、学童保育を必要とする子どもの毎日の生活を通して健やかな成長を図り、保護者の働く権利と家族の生活を守る業務に直接携わることになります。

また、子どもが示す様々な姿に対し、その場で判断し、対応することが必要な場面が多くあります。保育実践上の自由が保障される必要があります。

したがって、指導員の自律的な規範として、以下の倫理規定を身につけることが望めます。

① 子どもの最善の利益を学童保育の場で実現するよう努め、子どもを愛護します。

② 学童期の子どもの保育に関わる専門の力量を身につけ、高めるため研修と研鑽に努めます。

③ 子どもや保護者の人権、人間としての尊厳を否定したり傷つけたりするような行為はしません。

ての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 要望及び苦情への対応

(1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。

(2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。

(3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。

(4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

3. 事業内容向上への取り組み

(1) 職員集団のあり方

○ 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。

○ 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

(2) 研修等

○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。

○ 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。

○ 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

(3) 運営内容の評価と改善

④ 子どもへの体罰を含む罰、おどし、暴力（言葉、態度も含めて）はしません。

⑤ 子どもに対して大人の判断や考えを一方向的に押しつけず、子どもの視点に立ちます。子ども自身が意見を言い、自らが意思決定していくことを大切にします。

⑥ 職務の内外を問わず、学童保育や指導員についての社会的な信用、社会的な評価を失墜させるような反社会的な行為はしません。

⑦ 仕事上知り得た個人や家庭に関する情報（プライバシー）を口外しないなど、適切に情報を管理します。

⑧ 指導員間では、互いに職場秩序の維持、向上のために努めます。

⑨ 職業人としての一般的なモラルを守ります。

2 職場のチームワーク

学童保育の職場は複数の指導員がチームを組んで保育を行う職場であるので、指導員同士の共通理解をはかり、チームワークを高めるため、次のことに努めます。

① 保育前後の打ち合わせと保育についての共通の記録を行う。

② 保育中の子どもの様子についての引き継ぎや申し送りをを行う。

③ 子どもや家庭についての情報の共有と適切な管理を行う。

④ 指導員間で、子どもたちとのルールや約束事を統一する。

⑤ 子どもたちの様子や、指導員の関わりについて報告しあい、交流と共有する場を設け、それらについて検証しあう。

⑥ 各家庭、学校、行政機関、地域等との連携等にかかわる指導員の対応とその結果について共有する。

⑦ 互いに、自分の心境を正直に話せる上司や先輩、同僚という関係をつくり、自らも大切にしながら仕事ができる職場環境をつくる。

○ 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。

○ 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

